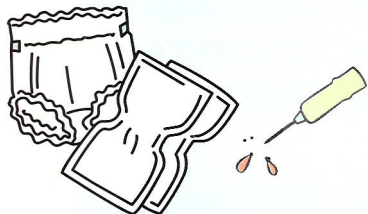


# 在宅医療廃棄物の処理の仕組み

医師による確実な判断

鋭利なもの・  
感染性のおそれのある物

医療機関へ



薬局・薬店へ

(医薬品等の回収事業を実施する事業所に限る)

※ 点滴用針、ラインは感染性廃棄物として処理すること。

※ 紙おむつ等の汚物が感染症にかかる廃棄物の場合は特に判断に注意を要すること。

感染性のおそれのない物



医療機関へ

個々のケースに応じて  
従来どおり

薬局・薬店へ

医薬品等の回収事業を  
実施する事業所に限る

一般家庭ごみへ

以下の条件で

医薬品等の回収事業を  
実施する事業所に限り、  
当該薬局等が院外処方  
に基づいて供給し、使用済  
みとなった医薬品等を自  
ら回収し自己の責任にお  
いて処理するもの。



医師が当該診療に関わる関係者(患者、  
家族、訪問看護ステーション、訪問介護  
ヘルパー、居宅介護支援事業者等)に対し指  
示する。

- ① 一見医療系廃棄物と思われるもので、汚  
れがあり、洗浄可能なものは水で十分  
洗浄する。
- ② 患者のプライバシー保護及び収集の安全  
確保の観点から、これらを新聞紙等に  
包んだうえ、ポリ袋等に入れて密閉し、  
さらに姫路市可燃ごみ専用指定袋に入  
れて排出すること。  
(プラスチック製容器包装としては排出  
しないこと)
- ③ 通院時に上記事項を医師が確認すること。  
(自己腹膜透析用のバック及びチューブを想定)



■お問い合わせ先

社団法人 姫路市医師会  
姫路市リサイクル推進課

TEL.079-295-3300  
TEL.079-221-2404

# 姫路市における 在宅医療廃棄物の適正処理について

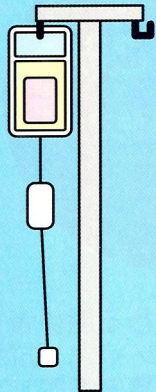
在宅医療廃棄物については、担当医師が「感染性廃棄物処理マニュアル」等を考慮し、**感染性廃棄物・非感染性廃棄物**を判断し、次の点に留意し、適正に処理する。

## 1. 注射器等の鋭利なもの



在宅医療用として患者にインスリン用注射器等を供与している場合は、外来時に使用済み注射器等を確実に回収し、感染性廃棄物として適正に処理する。

## 2. その他の非鋭利なもの



### (1) 医師が感染性廃棄物と判断した場合

医療関係者あるいは患者・家族が医療機関に持ち込み、確実に回収し、感染性廃棄物として適正に処理する。

※ 点滴用針、ラインは感染性廃棄物として処理すること。

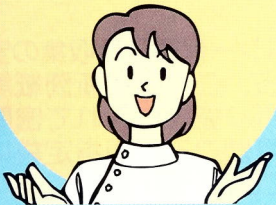
※ 紙おむつ等の汚物が、感染症法にかかる感染性廃棄物の場合は判断に注意を要すること。

### (2) 医師が感染性廃棄物ではないと判断した場合

当該診療に関わる関係者（患者、家族、訪問看護ステーション、訪問介護ヘルパー、居宅介護支援事業者）に対し、姫路市可燃ごみ専用指定袋に入れ、可燃ごみとして処理するよう指導する。また、一見医療系廃棄物と思われるもので、汚れがあり、洗浄可能なものは、水で十分に洗浄し、新聞紙等に包んだ上、ポリ袋等に入れてから、姫路市可燃ごみ専用指定袋に入れ、可燃ごみとして処理するよう指導する。

※ 腹膜透析用のバック及びチューブ、点滴バックが該当する。

## 3. 薬局・薬店による回収



患者が院外処方を利用する場合にあっては、使用済みとなった医薬品等を当該薬局等が回収する。ただし、医薬品等の回収事業を実施する事業所に限る。

この場合においても担当医師は感染性廃棄物・非感染性廃棄物を判断し、患者等に対して排出方法等を指導する。

## 4. 排出状況の確認



在宅医療廃棄物の不適正排出の防止の徹底の観点から、患者の通院時に医師が上記事項を確認する。